

## 1 整備計画（案）

「農用地利用計画」について、除外・編入の変更を行う。

別紙のとおり

## 2 変更理由

経済事情の変動により必要が生じたため、関係する事項について変更を行う。

- ・農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更のうち、分家住宅、共同住宅、駐車場、社会福祉施設、送電鉄塔用地の保守点検用地、資材置場、ドッグランについては、農振法第13条第2項に掲げる要件をすべて満たしている土地である。送電鉄塔用地、換地処分による非農用地区域については、農振法第10条第4項に該当する土地である。市街化区域への編入については、農振法第6条第3項に該当する土地である。
- ・農用地区域外の土地を農用地区域に編入するために行う農用地区域の変更については、農振法第10条第3項第5号に該当する土地である。

### (1) 農用地利用計画について

- ① 農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更について（別紙1）  
別紙1のとおり
- ② 農用地区域外の土地を農用地区域に編入するための農用地利用計画の変更について（別紙2）  
別紙2のとおり
- ③ 農用地区域内の土地の農業上の用途区分の変更について（別紙3）  
該当なし

### (2) 農業生産基盤の整備開発計画について

該当なし

### (3) 農用地等の保全について

該当なし

### (4) 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画について

該当なし

### (5) 農業近代化施設の整備計画について

該当なし

### (6) 農業を担うべき者の育成及び確保の施設の整備について

該当なし

### (7) 農業従事者の安定的な就業の促進計画について

該当なし

### (8) 生活環境施設の整備計画について

該当なし

## 3 添付図面

土地利用計画図（付図1号）

### 注)

- 1 「整備計画案」には、変更整備計画の概要を記述し、変更案を添付する。
- 2 「変更理由」には、最初に総括的な変更理由について記述するとともに、次の項目ごとに具体的な変更理由を記載すること。農用地利用計画については別紙1、2、3を作成し、添付すること。
- 3 「添付図面」は、変更前の整備計画に添付している土地利用計画図のうち、当該変更に係る部分を明示して提出するものとする。

農用地利用計画の変更について

(1) 第1項 土地利用区分の方向 第2号農業上の土地利用の方向 ア 農用地等利用の方針 に掲げる表について、次のとおり変更する。

変更前

単位:ha

区分	農 地			採 草 放 牧 地			農 業 用 施 設 用 地			計			山林・原野等 現況
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
旧東広島	2,326.5	2,326.5	0.0	-	-	-	16.6	16.6	0.0	2,343.1	2,343.1	0.0	0.0
西条(A)	809.8	809.8	0.0	-	-	-	5.1	5.1	0.0	814.8	814.8	0.0	0.0
八本松(B)	375.3	375.3	0.0	-	-	-	2.3	2.3	0.0	377.6	377.6	0.0	0.0
志和(C)	377.9	377.9	0.0	-	-	-	5.4	5.4	0.0	383.3	383.3	0.0	0.0
高屋(D)	763.6	763.6	0.0	-	-	-	3.8	3.8	0.0	767.4	767.4	0.0	0.0
黒瀬(E)	517.2	517.2	0.0	-	-	-	1.2	1.2	0.0	518.4	518.4	0.0	0.0
福富(F)	480.4	480.4	0.0	3.8	3.8	0.0	7.5	7.5	0.0	491.7	491.7	0.0	0.0
豊栄(G)	810.8	810.8	0.0	-	-	-	3.7	3.7	0.0	814.5	814.5	0.0	0.0
河内(H)	678.5	678.5	0.0	-	-	-	2.1	2.1	0.0	680.6	680.6	0.0	0.0
安芸津(I)	386.3	386.3	0.0	-	-	-	7.2	7.2	0.0	393.5	393.5	0.0	0.0
計	5,199.8	5,199.8	0.0	3.8	3.8	0.0	38.3	38.3	0.0	5,241.9	5,241.9	0.0	0.0

変更後

単位:ha

区分	農 地			採 草 放 牧 地			農 業 用 施 設 用 地			計			山林・原野等 現況
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
旧東広島	2,326.6	2,326.6	0.0	-	-	-	16.6	16.6	0.0	2,343.2	2,343.2	0.0	0.0
西条(A)	809.9	809.9	0.0	-	-	-	5.1	5.1	0.0	815.0	815.0	0.0	0.0
八本松(B)	375.3	375.3	0.0	-	-	-	2.3	2.3	0.0	377.6	377.6	0.0	0.0
志和(C)	377.8	377.8	0.0	-	-	-	5.4	5.4	0.0	383.2	383.2	0.0	0.0
高屋(D)	763.6	763.6	0.0	-	-	-	3.8	3.8	0.0	767.4	767.4	0.0	0.0
黒瀬(E)	516.7	516.7	0.0	-	-	-	1.2	1.2	0.0	517.9	517.9	0.0	0.0
福富(F)	480.3	480.3	0.0	3.8	3.8	0.0	7.5	7.5	0.0	491.6	491.6	0.0	0.0
豊栄(G)	810.8	810.8	0.0	-	-	-	3.7	3.7	0.0	814.5	814.5	0.0	0.0
河内(H)	678.5	678.5	0.0	-	-	-	2.1	2.1	0.0	680.6	680.6	0.0	0.0
安芸津(I)	386.2	386.2	0.0	-	-	-	7.2	7.2	0.0	393.4	393.4	0.0	0.0
計	5,199.1	5,199.1	0.0	3.8	3.8	0.0	38.3	38.3	0.0	5,241.2	5,241.2	0.0	0.0

(2) 第2項 農用地利用計画について、別紙1に掲げる土地を除外する。

## (別紙1) R7.5月受付分

## ア 農用地区域からの除外

位置番号	地区記号 区域番号	位置				現況地目	用途区分	面積(m <sup>2</sup> )	変更後の土地利用計画(m <sup>2</sup> )					変更後の農地区分	理由 (農地転用目的及び除外要件の判断を含めて記入すること)	
									公共用地	山林原野	工場敷地	住宅敷地	その他			
1	A	西条町	助実	栗ノ木	1069番	1	田	田	476				476.00		2	親族の住宅建設のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
2	A	西条町	助実	今宮	944番	1	田	田	2310				2,310.00		1	自己の事業用地として除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
3	A	西条町	土与丸 四丁目		556番	1	田	田	452.04				452.04		2	親族の住宅建設のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
4	A	西条町	田口	柏原	3918番	1	田	田	399				399.00		1	親族の住宅建設のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
5	D	高屋町	檜山		460番		田	田	730				730.00		2	事業の拡大に伴う駐車場確保のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
6	D	高屋町	溝口		581番	1	田	田	495				495.00		1	事業の拡大に伴う駐車場確保のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
7	D	高屋町	溝口		582番	1	田	田	667				667.00		1	事業の拡大に伴う駐車場確保のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
8	E	黒瀬町	乃美尾	東門前	1398番	1	田	田	332				332.00		1	就労支援施設B設立のための除外。周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
		黒瀬町	乃美尾	東門前	1399番		田	田	1129				1,129.00		1	
		黒瀬町	乃美尾	東門前	1401番		田	田	1757				1,757.00		1	
		黒瀬町	乃美尾	荒谷	1062番		田	田	427				427.00		1	
9	E	黒瀬町	津江	石休原	3499番	1	田	田	578	578.00					1	電気事業法による送電事業等の用に供する電気工作物設置のための除外。周辺農地への影響も軽微であり、法第10条第4項に該当する。
		黒瀬町	津江	石休原	3499番	1	田	田	556				556.00		1	電気工作物の保守点検用地のための除外。周辺農地への影響も軽微であり、法第13条第2項に該当する。
10	F	福富町	上竹仁	安本	1309番	2	田	田	788				788.00		1	事業の拡大に伴う資材置場確保のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
11	I	安芸津町	三津	赤羽根	1391番	1	田	田	698.03				698.03		2	事業の拡大に伴う事業用地確保のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
12	A	西条町	御藪宇	下長者	3526番	1	田	田	712				712.00		1	市街化区域の編入に伴う除外。法第6条第3項に該当。
		西条町	御藪宇	下長者	3533番		田	田	1584				1,584.00		1	市街化区域の編入に伴う除外。法第6条第3項に該当。
		西条町	御藪宇	下長者	3535番		田	田	184				184.00		1	市街化区域の編入に伴う除外。法第6条第3項に該当。
		西条町	御藪宇	下長者	3536番		田	田	839				839.00		1	市街化区域の編入に伴う除外。法第6条第3項に該当。
		西条町	御藪宇	下長者	3539番	1	田	田	867				867.00		1	市街化区域の編入に伴う除外。法第6条第3項に該当。
13	C	志和町	内	大崎	2769番	1	田	田	864				864.00		1	換地処分に伴う除外。法第10条第4項に該当。

位置番号	地区記号 区域番号	位置	現況 地目	用途区分	面積(m <sup>2</sup> )	変更後の土地利用計画(m <sup>2</sup> )					変更後の 農地区分	理由 (農地転用目的及び除外要件の判断を含めて記入すること)		
						公共用地	山林原野	工場敷地	住宅敷地	その他		理由別面積(m <sup>2</sup> )		
合計				農地	(9,076.04) 16,844.07				(3,238.04) 3,637.04	(5,838.00) 12,629.03		理由別面積(m <sup>2</sup> )		
				田	(9,076.04) 16,844.07				(3,238.04) 3,637.04	(5,838.00) 12,629.03	市街化区域等	(4,186.00) 4,186.00	林業計画	0.00
				畑	0.00 0.00				0.00 0.00	0.00	工場事務所用地	0.00	資材置場	(788.00) 788.00
				樹園地	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	公共的施設用地	578.00	太陽光発電設備	0.00
				採草放牧地	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	一般住宅	(3,238.04) 3,637.04	駐車場用地	1,892.00
				混牧林地	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	農家住宅	0.00	その他	(864.00) 5,763.03
				農業用施設用地	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	集落介在農地等	0.00		
				計	(9,076.04) 16,844.07				(3,238.04) 3,637.04	(5,838.00) 12,629.03	耕作不適地	0.00	合計	(9,076.04) 16,844.07
				※変更後の農地区分は次のとおり。(例: 甲種農地=甲, 第1種農地=1, 第2種農地=2, 第3種農地=3) 基盤整備済の農地等については、「合計」及び「理由別面積」欄に内数で( )書きする。										

(別紙 2) R7.5月受付分  
農用地区域への編入

位置番号	地区記号 区域番号	位置					登記地目	面積(m <sup>2</sup> )	編入後の用途区分(m <sup>2</sup> )					理由(編入基準の判断も含めて記入すること)	
									農地			採草放牧地	混牧林地		農業用施設用地
									田	畑	樹園地				
14	A	西条町	田口	井ノ邑	369番		田	369	369	369				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
		西条町	田口	井ノ邑	370番		畑	161	161	161				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
		西条町	田口	井ノ邑	371番		畑	60	60	60				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
		西条町	田口	井ノ邑	372番		田	241	241	241				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
		西条町	田口	井ノ邑	373番		田	538	538	538				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
		西条町	田口	井ノ邑	374番		畑	615	615	615				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
		西条町	田口	井ノ邑	375番		田	490	490	490				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
		西条町	田口	井ノ邑	379番		田	790	790	790				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
		西条町	田口	井ノ邑	380番		田	560	560	560				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
		西条町	田口	井ノ邑	381番		田	579	579	579				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
		西条町	田口	井ノ邑	382番		田	549	549	549				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
		西条町	田口	井ノ邑	383番		田	60	60	60				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
		西条町	田口	井ノ邑	384番1		田	597	597	597				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
		西条町	田口	井ノ邑	385番1		田	155	155	155				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
		西条町	田口	井ノ邑	386番1		田	443	443	443				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
		西条町	田口	井ノ邑	387番		田	339	339	339				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
		西条町	田口	井ノ邑	388番		田	328	328	328				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
		西条町	田口	井ノ邑	389番		田	484	484	484				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
		西条町	田口	井ノ邑	390番		田	466	466	466				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
		西条町	田口	井ノ邑	391番		田	310	310	310				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
西条町	田口	井ノ邑	392番		田	486	486	486				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。			
西条町	田口	乙法原	10606番	4	田	300	300	300				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。			
西条町	田口	乙法原	10606番	5	田	161	161	161				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。			
15	A	西条町	御園宇	伴丈沖	1105番	の一部	田	234.11	234.11	234.11				除外申し出取り下げによる編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
16	D	高屋町	高屋堀		694番1		田	224	224	224				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
		高屋町	高屋堀		649番3		田	270	270	270				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
		高屋町	高屋堀		720番1		田	479	479	479				中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	

位置 番号	地区 記号 区域 番号	位置	登記地目	面積 (㎡)	編入後の用途区分 (㎡)					理由 (編入基準の判断も含めて記入すること)			
					農地			採草放 牧地	混牧 林地			農業用 施設用地	
					田	畑	樹園地						
		合 計	農地	10,288.11	10,288.11	10,288.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	理由別面積 (㎡)	
	田		9,452.11	10,288.11	10,288.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	農業用施設用地	0.00	
	畑		836.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	土地改良等事業計画 地区	0.00	
	樹園地		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	道路沿線等未編入 農用地	0.00	
	採草放牧地		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	都市計画見直し	0.00	
	混牧林地		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	農工導入その他各種施設用地 見直し	0.00	
	農業用施設用地		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	開発可能地	0.00	
	山林原野等		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	その他	10,288.11	
	計		10,288.11	10,288.11	10,288.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	計	10,288.11	

